

横浜事件再審裁判 = 最終報告集会

遂にくつがえした 65年の「虚構」

- ◆ 3月27日(土) 午後1時半～4時
- ◆ 会場：全水道会館 (JR中央線・水道橋駅)
- ◆ 資料代・500円 総合司会・橋本進 (支援する会事務局)

- ▶ 第4次再審請求に対する決定・判決の歴史の意味
—— 主任弁護士・佐藤博史
- ▶ 支援運動23年半の道のり
—— 支援する会事務局
- ▶ 横浜事件再審裁判とは何だったのか
—— 弁護士長・大川隆司
- ▶ 再審を申し立てて
—— 小野新一 齋藤信子

横浜事件
再審裁判を
支援する会

No.69

2010.3.3

(事務局)
〒101-0064
東京都千代田区
猿樂町1-4-8
松村ビル401
TEL03-3291-8066
FAX03-3291-8066



▼報道でご承知のとおり、さる2月4日、第4次再審請求の刑事補償請求の決定が出ました。請求どおりの限度額いっぱい補償決定でした。

遅れて補償請求を行った第3次再審請求(4人)に対しても同様の決定が出ました。

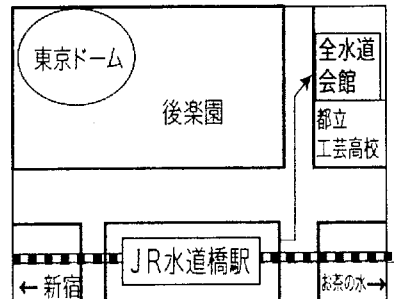
▼新聞報道では「実質無罪」の見出しが躍りました。しかしこれは、再審開始決定(主文は免訴)のさいに私たちが使った表現で、今回は「無罪を認定」「無罪」です。

というのも、限度額いっぴいの補償が支払われるということは、国家が誤って長期の拘禁を行ったこと、つまり冤罪を認めたこと、他ならないからです。

大島隆明裁判長による「決定」もこう述べています。

▼「小野に対する有罪判決は、特高警察による思い込みの捜査から始まり、司法関係者による事件の追認によって完結したもの」であり、「警察、検察および各機関の故意・過失は重大であったといわざるを得ない」

▼3月27日、23年半の再審裁判の最終報告集会を開きます。ご参加をお待ちします。



あきらめないでよかった

——ついに司法を動かした24年のたたかい

第4次再審裁判弁護団長 大川隆司

(1) 岩波書店の会長を1972年までつとめた小林勇氏は横浜事件に連座し、114日間にわたる身柄拘束を受けた。

弾圧を受けた人たち33人が共同して、1947年に特高警察官に對する告訴に踏み切った時、同氏も誘われたが断った。その理由は著書『一本の道』（75年刊）に、つぎのように書かれている。

「拷問は確かにひどかった。けれども彼ら特高などは、拳骨のようなものであって、拷問をさせたのは誰だ。治安維持法を作ったのは誰だ。その根源を退治しなくては拳骨をなぐり返して見ても意味がない。しかも、自分達をひどい目に会わせた司法の手に、その仲間のことを訴える。それは矛盾ではないか。そして俺は今、一分の

時間も惜しんで働かねばならぬ。こう考えたのだった。」

(2) 『一本の道』が執筆された時点においては、すでに「47年告訴」のたたかいの結果は出ていた。告訴された27名の特高警察官のうち、松下英太郎警部以下わずか3名だけが、益田直彦氏に對する拷問を理由とする有罪判決を受け（1952年4月24日確定）、しかも「講和恩赦」により、刑の執行を免れていた。

小林勇氏が「拳骨をなぐり返す」ことの空しさ、「司法の手に、その仲間のことを訴える」空しさを述べたのは、この状況もふまえてのことであつたらう。

(3) 再審請求も「司法の手にその仲間のことを訴える」ものであつて、リアリストの小林勇氏から見

れば勝ち目のないたたかいということになる。しかも告訴とちがつて再審請求は、「拳骨をなぐり返す」とどまらず、「拷問をさせた」者、「治安維持法を作った」者の責任をもあわせて追及するたたかいである（「法を作る」ものは、立法機関だけではなく、「解釈」により法の内容を定める司法機関もこれに属する）。

これが「無謀」の上もないチャレンジでなくて、何であろう。

そして、24年間にわたるチャレンジの結果、わが国の司法は、治安維持法を運用した「警察、検察及び裁判の各機関の故意・過失は総じて見ると重大であつた」ことを認めるに至つたのだ。

(4) 思えば、この四半世紀の間に「治安維持法の時代」に對する国

民の認識は深まり、それが司法にも影響を与えたと思う。

村山富市総理大臣が、「戦後50年に当たつての談話」を發表し、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に對して多大の苦痛を与えられた。（中略）この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます」と述べたのは1995年8月15日のことであつた。

その少し後に愛媛玉串料訴訟に關する最高裁大法廷判決（1997年4月2日）が出る。靖国神社に對し玉串料を公金から支出することは憲法違反ではないか、という論点をめぐり15人の裁判官は激論をたたかわせた。

「玉串料奉納程度で、國家神道が復活するかなのような危惧を抱くのは短絡的だ」とする三好達最高裁長官の意見に對し、尾崎行信裁

判官は「初期においては些少で問題にしないでよ」と思われる事態が、既成事実となり、積み上げられ、取り返し不能な状態に達する危険があることは、歴史の教訓でもある」。「人々は、大正末期、最も拡大された自由を享受する日々を過ごしていたが、その情勢は、わずか数年にして一変し」た、と指摘した。議論の結果、13対2の多数決により玉串料奉納が違憲とされたことは周知のとおりであ

る。
[5] 再審請求を棄却した決定について最高裁が審理する範囲は、憲法解釈論に限られるので、上記のような最高裁の空気が、第2次、第3次再審請求に対する判断にただちに反映することはなかった。しかし、「治安維持法はすでに過去の問題として封印されてよいとする認識は、まちがいだ」というメッセージをこの大法廷判決は含んでいるように、私には思えた。

今回の刑事補償決定の意義

——残された課題は治安維持法体制の包括的検証

第4次再審裁判主任弁護士

佐藤博史

横浜事件に関する横浜地裁第二刑事部（大島隆明裁判長）の刑事補償決定（平成22年2月4日）は、画期的なものだった。

大島裁判長は、横浜事件第4次請求に関する再審開始決定（平成20年10月31日）と免訴判決（平成21年3月30日）で、横浜事件がフ

レームアップだったことはほぼ認めていた。しかし、故小野康人さんが無罪であるとはまでは認めなかった。

再審開始決定は、無罪を言い渡すべき新証拠があるというものであり、無罪を言い渡すのは、そのあとに控える再審公判の役割であ

それから紆余曲折を経て、今回の決定に至った。奥平康弘氏が朝日新聞に寄せたコメントには、「元被告の遺族や弁護士があきらめずに努力を続け、国民も関心を失わなかったことが、決して自発的には動かない司法に働きかけ、刑事補償という解決の道に裁判所を引きずり込んだ」とあった。これこそが、私の言いたいことだった。

る。しかし、せっかく開始された再審公判では、①治安維持法の廃止と②小野さんの大赦という免訴事由のために、無罪ではなく、免訴を言い渡すほかはないとされた。

ただし、免訴判決の中で、大島裁判長は、刑事補償法は、免訴事

由がなければ無罪判決を受けるべきものと認められる場合には刑事補償の請求ができるとしているから、刑事補償請求がなされれば、裁判所は、小野さんが無罪判決を受けるべきものだったか否かを判断することになると「予告」した。そこで、私たちは、第3次請求弁護団のように、免訴判決に対し無罪を求めて控訴することはせず、免訴判決を確定させる道を選び、免訴判決から1か月後の平成21年4月30日、刑事補償請求をした。

それに対する答えが冒頭の刑事補償決定である。そして、決定は、小野さんが無罪であると認めた。

まず、決定は、予審終結決定にはあったが確定判決では認定されなかった「泊会議」について、「横浜事件を象徴する支柱ともいうべき事実」であるが、「細川らが泊で宿泊し、遊興したこと以外に、共産党再建準備会を開催し、その後の活動方針を決定したという事

実を認定するに足りる証拠は存在しない」として、泊会議を架空と認めた。

つぎに、決定は、確定判決が犯罪事実とした「細川論文の掲載」について、「7月5日の泊会議の決定に基づいて細川論文を『改造』に掲載する方針が採られた」という公訴事実に関しては、泊の会合と改造社内における細川論文の掲載決定の時間的な先後が逆である可能性が高く、このことからみても、細川論文の掲載が泊会議で決定された方針に基づく行為であるとす目的遂行行為であるという大きな根拠が認められないことになる」とした。

なお、細川論文が共産主義的啓蒙論文だったかについて、決定は、「今日の視点で、当時の時代背景を視野に入れつつ、細川論文の目的、思想を改めて審査」することは、「当を得たものとはいえない」としながら、「細川論文は、いったんは内閣情報局の正規の検閲手

続を通過して『改造』に掲載されたものであると推認され、当時の外部的な反響等からみると、売れ行きもよく、出版当初は特に問題とされることもなかったにもかかわらず、陸軍報道部の将校がこれを戦時下における巧妙な共産主義の扇動であるとして問題視したことが発端となつて、事件化したという経緯を辿っていることがうかがわれ、その内容にソ連や中国共産党に言及する部分が少なからずあつたとしても、当時の一般的評価としては、共産主義的啓蒙論文といえるものであつたか否かは疑問を禁じ得ない」とした。

◆

残る確定判決の犯罪事実である「細川家族の救援」について、決定は、拷問による小野さんらの訊問調書は信用できず、他に証拠はないとした。

まとめとして、決定は、「小野の予審終結決定書に記載されたいずれの事実についても、現存する資料を基に確定審当時存在したで

あろう証拠を検討しても、到底これらを認定することはできなかったというべきであり、……大赦及び刑の廃止という事実がなく、再審公判において裁判所が実体判断をすることが可能であつたならば、小野は無罪の裁判を受けたであろうことは明らかであり、刑事補償法25条1項の『無罪の判決を受けるべきものと認められる充分な事由』があつたものということができると判示した。

◆

ついで、決定は、「補償額」の判断に移り、「留置場及び拘留所内の劣悪な環境に加え、前記のとおり、小野は、身柄を拘束されている中で、松下らを被告人とする特別公務員暴行傷害罪の被害者となつた益田と同様又はそれ以上の拷問を特高警察から受け、その内容についてみても、木刀、竹刀やこれの壊れたものなどで乱打され、靴で蹴られ、頭髪を掴まれてコンクリートの床に打ち付けられ、ときには吊し上げられたりさ

れるなどの暴行を加えられ、『殺してやる』などと脅されたというのであるから、その被つた肉体的苦痛は計り知れない」と拷問の事実を確認したうえで、「特高警察が故意に事件を捏造したか否かについては様々な憶測があり、関係記録上は定かではないが、旧刑事訴訟法下においても法律上は暴行・脅迫を用いた取調べは許されず、特別公務員暴行傷害罪を構成する犯罪行為なのであるから、仮に、特高警察が、検挙した横浜事件関係者にそのような嫌疑があるものと信じていたとしても、そのような違法な手法で捜査を進めたことには、故意に匹敵する重大な過失があつたと言わざるを得ない」とした。

さらに、決定は、検察官について、「旧刑事訴訟法においても起訴権限は検察官にあり、起訴するにあつては、証拠の信用性等につき慎重に吟味する必要があつたのに、拷問等の事実を見過ごして起訴したという点には、少なくとも

も過失があったことは認められる」とし、予審判事について、「小野を含む横浜事件の被疑者らに対する特高警察による拷問の事実等を見過ごしたまま小野らを公判に付したことにつき、予審判事に少なくとも過失があったというべきである」とし、確定判決を下した裁判官について、「総じて拙速、粗雑と言われてもやむを得ないような事件処理がされたものと見ざるを得ず、慎重な審理をしようとしなかつた裁判官にも過失があったと認めざるを得ない」と治安検事と治安判事の責任を認めた。

そして、決定は、つぎのように結論づけた。「小野に対する有罪判決は、特高警察による思い込みの捜査から始まり、司法関係者による事件の追認によって完結したものと評価することもできるのであって、警察、検察及び裁判の各機関の故意・過失は総じて見ると重大であったと言わざるを得ない」。

決定は、横浜事件が権力による

犯罪だったことを認めたのである。

ところで、横浜事件の有罪判決は、海野晋吉弁護士が裁判所の事件処理に協力して下された。そこで、私は、弁護士にも責任があると述べたことがある。

しかし、決定は、「当時、横浜事件の極めて多数の被告人の弁護を海野弁護士が一手に引き受けており、同弁護士は他にも引き受け手の乏しい思想関係事件の弁護活動を広く行っていたことが認められ(る)」とし、

「本件当時、拘留所の衛生環境、食事等は極めて劣悪であり、海野弁護士は接見に行った際に何度も棺桶が運び出されるのを目にしたこともあるというのであって、また、横浜事件の被告人の中には、裁判を待たずに獄死した者も出ていたので、同弁護士が、被告人の早期の釈放を最も重要な目標として、裁判所に対して妥協的な弁護活動をしたとしても何ら責められ

るべきではないと考えられる」、「依頼者である被告人の生死がかかっていう現代からは想像のできないような厳しい状況下での弁護方針の選択であるから、今日の目から見て真実のために断固として争うべきであったなどとその弁護方針を安易に非難することはできない」とした。

だから、小野さんの側に落ち度があったとはいえず、1日1万2500円の刑事補償法が定める最高額を減額する理由はないと決定したのである。海野弁護士との弁護活動については、そのとおりというべきであろう。

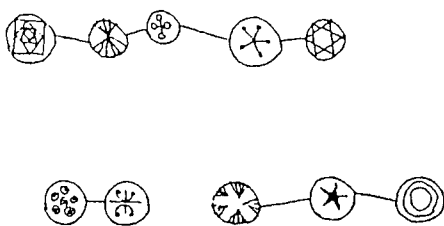
海野弁護士は、横浜事件の真実の解明を、あとに続く者に託されたのだと今思う。森川金寿弁護士、大川隆司弁護士と継がれてきたかがり火を最終ランナーとして灯火台に運ぶことができた榮譽は、横浜事件を闘ったすべての人のものである。

なお、第3次請求についても、同日、同様の判断が下された。

こうして横浜事件の司法の場での闘いは終わった。

残された課題は、横浜事件だけでなく治安維持法のすべての犠牲者(外国人を含む)の救済と横浜事件を語り継いでいくことである。そのためには、拷問の元凶である治安維持法体制の包括的な検証が不可欠であることはいままでもない。

小野さんのご遺族は、補償金のすべてを、横浜事件の闘いの記録の出版など、そのために使うことを表明しておられる。



第4次再審裁判決定書（要約）

請求人（故小野康人二男）小野新一、（同長女）齋藤信子から刑事補償の請求があつたので、当裁判所は、検察官及び請求人らの意見を聴いた上、次のとおり決定する。

正文

請求人らに対し、一元被告人故小野康人の刑事補償として金九八〇万円を交付する。

I 本件請求に至るまでの経緯

本件は、横浜事件における小野の有罪判決について、請求人らから再審請求し、平成二十二年三月三日、再審公判で免訴判決が言い渡され確定した後、請求人らが申し

立てた刑事補償請求の事案である。小野が治安維持法による有罪判決を受けた経過、再審開始決定から免訴判決にいたる経緯を概観する。

1 小野は、昭和一八年五月二六日、細川嘉六が富山県泊町に招待した編集者らとともに、一斉検挙、拘禁ののち、二〇〇年七月一七日、予審終結決定の直前に保釈許可された。

2 小野は、昭和二〇年七月二〇日、横浜地裁の予審終結決定により公判に、以下の理由で付された。

日本共産党の目的達成に寄与することを企図し、第一に、昭和一七年七月五日、泊町において、

細川嘉六らとともに当面の情勢に対処すべき方策等につき協議し、「党再建準備会」なる秘密グループ結成と具体的方針を審議決定し、第二に、その決定に基づき、①一七年七月中旬の『改造』編集会議で、細川の「世界史の動向と日本」掲載を支持し、尽力して八月号に発表、②細川が同論文等により治安維持法違反の嫌疑で検挙されるや、家族救援のため二〇〇円を託すなどコミンテルン及び党の目的遂行のためにする行為をした。

3 横浜地裁は昭和二〇年九月一五日、上記「第一」を除いた事実を認定し、小野に、治安維持法違反で懲役二年、執行猶予三年の有罪判決を言い渡し、判決はそのころ確定した。

4 小野は昭和三四年一月五日に死亡、六一年七月三日、妻小野貞は他の被告人や遺族とともに横浜地裁に再審請求したが、六三年

三月二八日、訴訟記録が存在しないなどの理由で棄却、東京高裁（同年一月一六日）、最高裁（平成三年三月一四日）も棄却した（第一次請求）。記録が残っていた小野について、平成八年七月三〇日、小野貞らが、細川論文等を新証拠として横浜地裁に再審請求したが棄却された（最高裁平成一二年七月一日。第二次請求。小野貞は平成七年九月三〇日に死亡）。

請求人らは、判決が泊会議を認定していないこと、細川論文の内容、拷問・自白強要によるものなどを理由に、平成一四年三月一五日、再審請求し（第四次請求。これより前の他の被告人に関する申立が第三次請求）、横浜地裁は、判決は自白がすべてで的確な証拠が存在せず、小野の口述書写しや泊の写真等は新証拠といえるとして再審開始を決定した。同裁判所は、平成二十二年三月三〇日、旧刑事訴訟法三六三条二号及び三号によつて免訴判決を言い渡し、これが確定した。

5 免訴判決を受けて請求人らは、当裁判所に対し刑事補償の請求に及んだ。

II 当裁判所の判断

免訴判決が確定しても、刑事補償法二五条一項に、免訴の事由がなければ無罪と認められる「充分な事由」がなければ、刑事補償を請求できないとされている。

刑の廃止、大赦がなければ小野



▲後列中央が細川嘉六。写っているのは7名であるが、撮影者の西尾忠四郎（満鉄調査部）を入れて8名となる。

に無罪とすべきだったと認められる「充分な事由」が存在するかどうかを、利用可能な証拠資料を総合して検討することとする。

1 泊会議について

確定判決は事実を認定していないが、スナップ写真により小野らが検挙され、「党再建準備会」の方針による行動が有罪と認定されたのであり、横浜事件を象徴する支柱ともいべき事実なので、改めて検討する必要がある。

認定できる事実は、参加メンバー八名の仕事、勤務先と、著書を出版して印税を得た細川が、郷里泊町に彼らを招き、八名は昭和一七年七月五日から紋左旅館に宿泊、観光や料理屋で芸者呼んで宴会するなどして同八日に帰ったこと、昭和一八年五月二六日、参加者のうち、既に検挙されていた細川らを除く、小野をふくむ五名が特高警察によって一斉に検挙されたこと

である。

訴訟記録等は連合国軍進駐時に裁判所、検事局側が廃棄した可能性が高い。関係資料から記録の内容を推知せねばならない。

泊での宴会等の参加者のうち五名が一斉に検挙されたのは偶然ではなく、捜索で発見された写真から、特高が意図的に行った可能性が高い。同人らは泊旅行について特高から取調べを受けたと思われる、手記や調書が残っている者もある。小野も泊会議の「事実」を認める手記を書き、訊問調書も作成されたものと推認される。

訊問調書の内容が信用できるものであれば、泊会議開催の事実を認定することができるはずである。しかし、請求人らは、再審公判で、自白は特高による拷問によるもので、任意性・信用性が認められないと主張している。この点は、小野らを取調べた元神奈川県警の警察官三名

に対する特別公務員暴行傷害被告事件から推知できる。昭和三二年四月、告訴の際、小野は暴行傷害の事実を立証するために口述書を提出している。

小野は、特高から泊会議について問いただされ、拷問を受け、やむなく創作の手記を書き、警察官が調書にした旨述べている。しかし、口述書のみによって事実が認定できるかは慎重に吟味する必要がある。

先の三名の警察官は起訴され、横浜地裁は昭和三四年二月二五日、懲役刑の判決、高裁、最高裁でも上告棄却、有罪は確定した。そして、高裁の認定した、特高が益田（両股に傷跡が残っていた）にたいして行った拷問の事実は、益田の口述書の内容とほぼ同様である。

したがって、益田の口述書は信用できるものといえ、警察官三名は、横浜事件の捜査全体に関与し、小野らの取調べも担当しており、同様の方法で行ったことが推認さ

れ、小野の口述書の信用性をも裏付けていると考えられる。

泊会議に参加し検挙された小野ら被疑者は、劣悪な環境にあった警察留置所で相当回数拷問を受け、生命の危険を感じるなどした結果、虚偽の自白をしたと考えられる。この影響は、検察官や予審判事に対しても残っていたと見るべきであろう。

旧刑事訴訟法では、拷問による自白も証拠能力があると解されていた。しかし、拷問による自白は内容に疑義があることは旧法下でも変わらず、本再審には応急措置法（昭和二年）も適用され、拷問による供述は証拠から排除して有罪判決ができるか判断すべきとなっている。

泊会議については、自白を裏付けるような文書等の直接的証拠はない。参加メンバーの当時の仕事、立場から、政治体制への批判的言動があったことは想像できるが、共産党再建準備会結成と方針の決定とは質的に全く異なり、治安維

持法の目的遂行行為とはいえないことは明らかである。

また、各被告人の手記も、内容、形式から取調官の示唆、誘導があったことがうかがわれる。

紋左旅館や料亭関係者の取調べでは、酒類を提供し芸者を呼んだという供述しか得られていない。

前記写真も、共産党再建の秘密の会合であるとは窺われず、細川が当時の食糧事情下で編集者を接待した会合の可能性が高く窺われる。

以上の各証拠の検討から、再審で実体判断のための審理をしても、泊会議の事実認定することはできなかつたと判断される。

2 細川論文掲載について

治安維持法の「結社の目的遂行の為にする行為」について、客観的行為から主観的要件を推認される場合でなければ、自白や他の証拠からそれを立証しなければならぬ。編集者としての細川論文の掲載自体から上記主観的要件を推

認することは困難である。

小野及び関与した編集者の訊問調書や供述証拠は、いずれも拷問により得られたもののみであり、編集会議に参加していた山本社長が検挙されていないことから、論文掲載が結社の目的遂行のためになされたという事実は認定できない。

なお、昭和一七年七月二五日頃刊行の『改造』八月号について、七月五日の泊会議の決定に基づいて論文掲載の方針がとられたという公訴事実は、橋本進の論文等から時間的に成り立たない。

共産主義的啓蒙論文であったかどうかは、読み手の評価にもかかわり、容易に判断できないが、細川論文掲載の事実のみから主観的要件を充足することはできない。

再審公判で実体審理を進めていたとしても、小野が結社の目的達成に寄与することを企図して細川論文掲載をしたと認定することはできなかつたと推認される。

3 細川家族救援行為について

確定審で認定された事実のうち小野が細川が検挙されたのを受けて二〇円のカンパをして細川夫人を救援した点について検討する。救援行為自体は犯罪行為を組成せず、前記治安維持法の主観的要件を伴う場合が問題となる。

救援目的等の主観的要件にかんする供述は、やはりいずれも拷問により作成されたものであって、雑誌の編集者と執筆者の関係から家族の援助に応ずることは、額に照らしても不自然でなく、目的遂行行為でなければ説明のつかない行為とはいえない。再審公判で実体審理を進めていても、当該事実を認定できなかつたと認められる。

4 小括

以上、予審終結決定書記載のいずれの事実についても、当時存在したであろう証拠を検討しても、これを認定することはできなかつた。大赦及び刑の廃止がなく、再

審公判で実体判断することが可能であったならば、小野は無罪の裁判を受けたことは明らかであり、刑事補償法の「無罪の判決を受けべきものと認める充分な事由」があったと認めることができる。

Ⅲ 補償額

請求人らは、刑事補償法四条一項所定の最高額を減額する理由はないとし、具体的な算定について主張してないが、以下、同2項に規定する考慮すべき事情にそって補償額を算定する。

1 拘束の種類、期間の長短

小野は、昭和一八年五月二六日から二〇年七月一七日までの七八日間拘留又は拘禁されていたと認定することができる。

2 受けた財産上の損失等

小野は大学卒で著名な出版社の編集者だったので、財産上の損失

は、平均給与に拘束日数を乗じた額を相当に上回ると考えられる。

さまざまな暴行を加えられ、その被った肉体的苦痛は計り知れない。突如検挙され、妻と別居、劣悪な環境のなかで意に反した手記や訊問調書を作成させられていたので、被った精神的苦痛は甚大である。小野は昭和三四年に死亡している。早期死亡との因果関係は明らかでないが、長い拘束が健康に及ぼした影響も無視できない。

3 警察、検察及び裁判の各機関の故意過失等

旧法でも暴行・脅迫を用いた取調べは許されず、犯罪行為であるから、特高警察が行った行為は、故意に匹敵する重大な過失があったと言わざるを得ない。

小野は検察官の取調べに対し、従前の供述内容を否定している。起訴権限は検察官にあり、証拠の信用性を吟味せず、拷問の事実を見過ごして起訴した点には過失があったと認められる。

被疑者らにたいする拷問の事実等を見過ごしたまま小野らを公判に付した予審判事にも過失があった。

確定審裁判所が泊会議の事実等に触れることなく、総じて拙速、粗雑な処理をされたと見ざるを得ず、慎重な審理をしなかった裁判官にも過失があった。

4 被告人側の落ち度の有無

被告人は公訴事実を強くは争わず、簡易な手続きで終了させ、上訴もしなかった。弁護士、被告人側の落ち度かの問題がある。

当時、獄死者もでるなかで、横浜事件をふくむ思想関係事件を一手に受けていた海野弁護士が、早期釈放を最も重要視して活動したとしても責められるべきでない。上訴も制限的で、上告審で覆すことが困難な当時の状況から、判決を確定させたことを被告人側の落ち度と見ることもできない。

5 小括

以上に照らせば、小野に対する刑事補償としては、日数に応じ、法で定められた上限である一日一万二五〇〇円の額（一二五〇〇円×七八四〇九八〇万円）の補償金を交付するのが相当と判断した。

Ⅳ 結論

よって、刑事補償法一六条前段により、請求人らに対し、主文掲記の金額を請求人各自に交付することとし、主文のとおり決定する。

平成二二年二月四日

横浜地方裁判所第二刑事部

裁判長裁判官 大島隆明

裁判官 五島真希

裁判官 水木 淳

刑事補償請求決定をよんで

第4次再審請求人 小野新一

横浜事件有罪の判決から64年。亡き母が再審請求をしてから24年も経過して、やっと事実無根の犯罪に対して旧刑法と新刑法の隙間を償う「免訴」を「無罪」と証明する決定が下された。

夫の無念を晴らしたい一念で再審請求の原告に名乗りをあげ、ぎりぎりの生活にもかかわらず、私費を投じてパンフレットを作製したり、病弱な身体でチラシ配りをして横浜事件への理解と支援を訴えた母の情熱が子である私を支えてくれたと今ふり返る。

しかし、この裁判の長期にわたる闘いは遺族としての遺恨だけでは続けられるものではなかった。実際私は無力であり、非力であったが、日本の言論の在り方を憂慮し、過去の過ちを二度と繰り返し

てはならないという思いでやってきた。今回の決定は、参集した出版関係の方々や、日本の良心を代表する優秀な弁護士諸先生との共同の闘いの上に勝ち取られた成果であると思う。私のなすべき事はただひたすらに原告であり続ける



ことであった、と言っても過言ではなかった。

この決定は日本の裁判における「戦争犯罪」、とりわけ治安維持法という悪法によって人生を暗転させられた犠牲者に対して司法はどのように対処し、国はどう償うべきかという道筋をつけたものであり、今後の裁判の模範となるべき要素があると感じられた。

この事件は冤罪がどのように作

私にとって横浜事件とは

事件そのものが複雑であるものさることながら、その再審請求がなされてからの24年にわたる司法の不当な棄却は、さらなる複雑さを関係者にもたらしました。

たとえば、平館道子さんには子供時代のご自身の体験がある。しかし、小林佳一郎さんにはご体験はない。また、事件についてもあ

られるのかという、足利事件のよいうなプロセスばかりでなく、国家に不都合なメディア、あるいは言論人が巨大な虚構にはめ込まれてゆく危険の生きた証であり、マスコミの方々はこの裁判の意義を噛みしめて欲しいと思っている。

この刑事補償決定の成果の喜びを皆様と分かち合いたいと思えます。皆様本当に有難うございました。

第4次再審請求人 齋藤信子

まり聞かされていない。兄もその点で似ている。私は母から話ばかり聞いてはいるが体験はない。私にとって、ずっとこのことが頭から離れませんでした。

父が全く新しい事業を始めてから戦後に生まれ、戦時中の空気さえも全く知らない兄と私がこの4次裁判を継いだこと、その第4次

が横浜事件の本質（原点）に視点をすえなおしたことで、結果的にそれは第1次請求の振り出しに戻りました。

大島決定を機に私なりに考えたことをまとめてみました。

「Media」の注目が第3次の方々を集まっている間はむしろ気は楽だった」といったら皆さんに怒られるかもしれません。でも2008年10月31日の第4次再審決定から、にわかに第4次に注目が集まり、「親の名誉」「無念を晴らす」の文字と兄とのtwo shotが新聞に載り始めた頃から、「何が違う」という違和感は増しました。

確かに報道として一概にこれを責めることは出来ない。なぜなら不特定多数に向けた効果は否めなし、冤罪事件を本人の死後に次世代が継ぐことには当然その側面があるからです。

しかしこの時点で重要なことは、作られたSTORYは冤罪が晴れるまでという期限付きである、

ということですよ。

「健全な遺児、冤罪を晴らす」などという一時的STORYは、時代を経ていくにつれて、この国に少数ではあっても確かに存在する。本質を捉える本当の聞き手にとって、また何より横浜事件の全体にとつて、それほど重要なことではありえません。60余名もの被害者中、この必要以上のクローズアップは同時に事件を矮小化してしまう危険さえ孕んでいる。

「父の書類だけが、なぜ、よりもよつて残っていたのだろうか？ 体験もない私が、なぜ新聞に出なきやならないの」と運命を恨みましました。実は私は前から写真恐怖症です（新聞の自分の写真など見る気にはなれなかつた）。

そして、決定の前日、「端緒の地」の平館道子さんの手記を読み返しました。

お父様の実体験を聞いた平館道子さんにとって、公に出るといふことは、さぞ覚悟のいるきつことだったと思いました。それは夫

やお兄様の過酷な様子を見た母や気賀すみ子さんの覚悟に通じるのではないだろうか。請求には参加されなかつたが、母と交流のあった、西尾さん、相川さんのご遺族のお気持ちをお私なりに察しました。少なくとも目の当たりに身内の過酷なご様子を見てきた方が、公に出ることの拒否感、兄や私の比ではないと思えました。

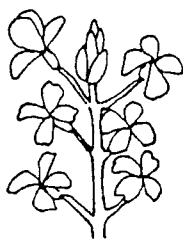
こう考えていくと、私達の役目は次の世代へ伝えるための中継点であつたということに思い当たりました。24年もかかった今の司法の現実をもこの24年は示しています。そして再審請求をずっと繋いできた意味があつたのだとやっと納得ができました。

今、大島決定は歴史的「完全無罪」を勝ち取つたのは、1986年から再審裁判を支援する運動を立ち上げた橋本さん、梅田さん、そして事務局の金田さん、その諦めない信念を元に完璧な理論構築を積み上げていった弁護士先生方の連携、研究者、そして長年サポー

トしてくださつた支援する会会員の皆様だと確信しています。母亡き後15年私が学んだことは、日本にも少数ではありますが、気骨あるJournalismと、大島裁判長のような司法の良心が存在したということですよ。

支援する会ではすでに今後の活動を横浜事件とはなんであつたかの全体の総括と正確な資料集め、そして記録集の出版と定めています。

これからは横浜事件の遺児という看板を晴れて下ろして、その作業のお手伝いをします。その後は、本当に私自身が感じることを見つけて誠実に続けていければと思っています。



会員の皆様の声

★永い間本当にお世話様でした。何もお手伝いできませんでしたが、私は、左下肢麻痺という後遺症のため、車椅子生活をしなからりハビリ中です。気持ちだけはですが。 本田敏幸(弁護士)

★富山は雪です。雪の中で記念碑はいっそう輝いて見えるでしょう。黒部信也★長期にわたる支援活動ご苦労様でした。記録集築しみにしています。

★やつとこれで無数の未解決の問題のついに展望がでて、真の意味の「戦後」が始まるという感慨を抱いております。永い間本当にご苦労様でした。おめでとうございます。忍耐と努力がときには解決につながることを実感できてさわやかな感に浸れます。 伊藤昌太(福島大)

★形式論一点張りの司法の壁に風穴をあけた原告団、関係の方々の不撓の戦いに感激。60余年前言論弾圧下の時代に青年期を過ごしたわが身を反省を込めて振り返っています 秋田弘★大病を患いなかなか大変な年でした。少して申し訳ないのですがお送りします。 青木誠

★事件の事はあまり知られていません。広く知らせるチラシを作ってお送りいた

だけませんか？ コピーして配る事ができます。 谷島光治

★横浜地裁の勝訴おめでとうございます。 窪田宏

★横浜地裁が実質的「無罪」。請求どおりの刑事補償を認めましたね。長い長い闘いでした。古くは「大逆事件」新しく「足利事件」のように冤罪事件は起きています。公権力によっていったん下された無実のことを覆すこと、正しいことを認めさせることは今なお大きな闘いを必要としています。民主主義はまだ日本では未熟ですね。 福田句

★長い道のりでしたがよく頑張りましたね。おめでとうございます。少しでもお手伝い出来たらと思いいカンパさせていただきます。私もう少しで80歳。何時の間にか歳をとってしまいました。 岡田富久子

★長い時間がかかりましたが皆さんの熱意と正義が通りました。二度とこのような事件が起きないように見張っていません。 篠原中子★長い間のご活動に敬意を感じております。 細野康雄

カンパを寄せて下さった方々

(8月) 法政大学小野呂を励ます会 (9月) 岡田富久子 野崎泰子 (10月)

橋本進 宮本やす子 酒井広 辻玲子 岩田綾子 佐藤よし 宮本ひさ子 塩田哲子 吉田尚 小嶋敏子 細野康雄 山口正 山川次郎 (12月) 山崎品春 一戸盟子 片岡晋介 千葉良信 安川寿之輔 大場幸夫 岡部清文 田口信行 佐々木陽子 佐川隆彦 新井巖博 清水英夫 吉田尚 平光晋 実方義雄 実方とみ子 川崎光成 菊池由紀子 小平克 井波頼子 よしだゆうこ 奥田淳爾 本田敏幸 横川定司 北川啓 森田敏彦 新井忠 春名徹 江口十四一 佐藤よし ふじたあさや 山口正 島田修一 鹿野忠良 小木宏 伊藤千里 橋英實 伊藤清 宮古とく子 黒部信也 大城美智子 斎藤文雄 中嶋徹雄 鈴木三男吉 経田サチ子 原満三寿 大槻道夫 宮脇俊介 伊藤昌太 熊谷達雄 酒井広 儀義文 森島きぬ子 堀口尚 塩田哲子

三渡章高 小松美加 岩田綾子 水上 入江 高武淳夫 岩波芳組 佐藤俊広 古山登 匿名 田沼祥子 小林明 古川 純 細野康雄 佐藤純子 須田邦夫 秋田弘 深代典子 山川次郎 小森修 青木誠 亀井幸代 民放労連関東地連 橋 祐典 加藤彰 藤田ふみい 前田朗 石原春男 安住邦男 桑原英武 今井清一 栗原彬 沢田猛 (1月) 高橋基之 宇田健 匿名 横浜ペンクラブ 野々村

事務局より

●今期は会費を減かずカンパをお願いいたしました。早速お送りいただきありがとうございます。これまでに前納の扱いになっていました会費もすべてカンパに振り替えさせていただきました。ご了承ください。

●3月27日は、最後の集会になります。できるだけ大勢の会員の皆様に来ていただきたい。夜ではなく、土曜日の午後15時に設定いたしました。ぜひご参加くださいますようお願いいたします。 <訂正とお詫ひ> 会報68号

●泊集会の司会者小森修さんの肩書「治安維持法国家賠償同盟・富山県本部」事務局長。 ●阿部富士子さんの記事。金沢敏子さんの肩書「北日本テレビディレクター」に訂正。申し訳ありませんでした。